

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第9号

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 <u>法第11条に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）の長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき、救助に着手することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>災害発生市町村の長</u>が救助に着手したときは、その状況についての情報を直ちに知事に提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。</p>	<p>第3条 <u>市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき、救助に着手することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>市町村長</u>が救助に着手したときは、その状況についての情報を直ちに知事に提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。</p>
<p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、省令第6条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事又は<u>災害発生市町村の長</u>の証明書を添付しなければならない。</p>	<p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、省令第6条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事又は<u>市町村長</u>の証明書を添付しなければならない。</p>
<p>第17条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととするときは、<u>当該災害発生市町村の長</u>は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる<u>災害発生市町村の長</u>は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は第9条第1項に規定する事務を行う<u>災害発生市町村の長</u> 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) 法第7条第1項に規定する事務を行う<u>災害発生市町村の長</u> 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p>	<p>第17条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を<u>市町村長</u>が行うこととするときは、<u>当該市町村長</u>は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる<u>市町村長</u>は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は第9条第1項に規定する事務を行う<u>市町村長</u> 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) 法第7条第1項に規定する事務を行う<u>市町村長</u> 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p>
<p>第18条 <u>災害発生市町村の長</u>は、救助が完了したときは、別に定める書類を知事に提出するものとする。</p>	<p>第18条 <u>市町村長</u>は、救助が完了したときは、別に定める書類を知事に提出するものとする。</p>
<p>第19条 <u>災害発生市町村の長</u>は、法第30条の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第19条 <u>市町村長</u>は、法第29条の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>

ない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。